

# 平成 30 年度 設計業務等標準積算基準の改定について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室 建設システム係長 にしがみ こうへい  
西上 康平

## 1. はじめに

国土交通省が発注する、土木事業に係る設計業務等の積算に用いる設計業務等標準積算基準（以下、「積算基準」という）については、実態調査に基づき毎年度見直しを実施しているところです。本稿では、平成 30 年 3 月に公表しました、積算基準の改正内容を紹介します。

## 2. 設計業務等における標準歩掛の見直し

国土交通省発注業務を対象に実施した歩掛実態調査の結果も踏まえ以下の改定を行っています。橋梁設計（架設計画）においては従来、標準工法としていた工法 I について工法 III へ見直し、それに伴う標準歩掛の変更改定を実施しました（図-1）。その他路線測量、用地測量において、実態に即した標準歩掛の改定を行っています（図-2）。

### ● 橋梁設計（架設計画）：実態調査結果に基づく標準工法の改定

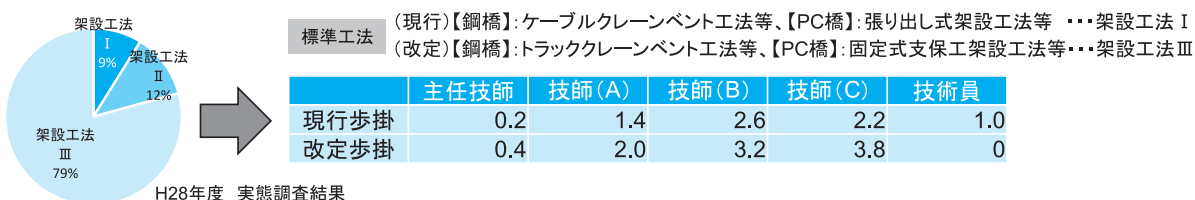


図-1 橋梁設計（架設計画）の標準工法の見直しについて

路線測量:1km当り - (作業計画) - (現地踏査) - (中心線測量) - (縦断測量) - (横断測量)		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手
	現行歩掛	0.6	12.4	14.1	10.3
	改定歩掛	0.6	14.3	16.1	11.7
用地測量:1業務当り - (公共用地管理者との打合せ:内業) - (公共用地管理者との打合せ:外業)		測量主任技師	測量技師	測量技師補	
	現行歩掛	1.0	1.0	1.0	
	改定歩掛	1.1	1.6	1.2	

図-2 測量業務の標準歩掛改定等について

### 3. ICT を活用した測量方法の新設

国土交通省で進めている i-Construction の取り組みの中で、測量業務においては平成 28 年度に「UAV を用いた公共測量マニュアル (案)」、平成 29 年度に「地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル (案)」が策定され、公共測量

において三次元点群データを取得する測量方法を実施してきました。

平成 29 年度は、必要な機械経費等については作業量に応じた算定式を提示することで実施してきたところですが、平成 30 年度より「三次元点群測量」における標準歩掛を新設し、積算方法を明確化するとともに測量業務において ICT 導入を進め、さらなる生産性向上を図ることとしています (図-3)。

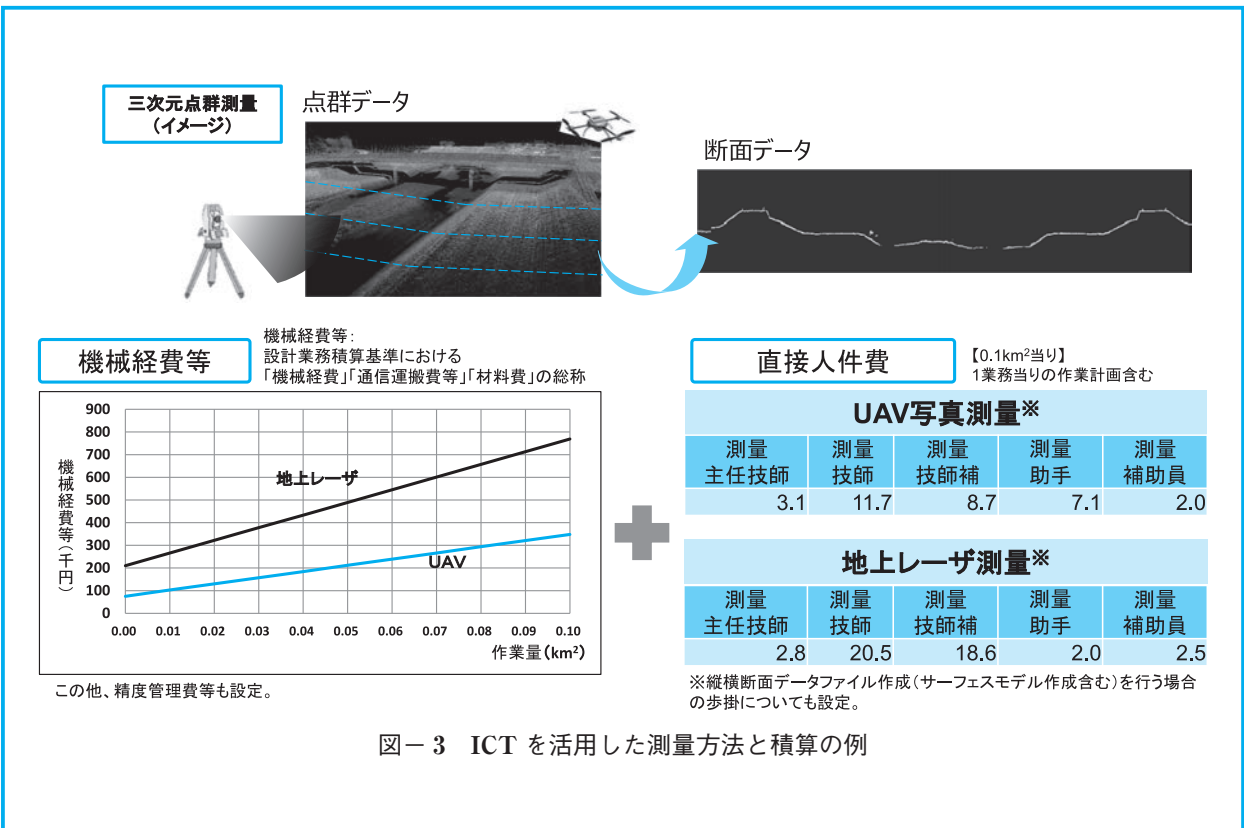


図-3 ICT を活用した測量方法と積算の例

● 機械ボーリング関連：足場規格の分割（設置・撤去）

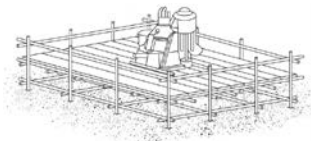
種別・規格	単位	日当り作業量
平坦地足場(高さ区分無し)	箇所	2.0



種別・規格	単位	日当り作業量	
		現行	改定
平坦地足場	高さ0.3m以下	箇所	2.00
	高さ0.3m超		1.25



平坦地足場(0.3m以下)  
板材足場



平坦地足場(0.3m超)  
嵩上げ足場

● 現場内小運搬：規格の細分化

種別・規格(現行)	
人肩運搬	50m以下
	50m超100m以下
特装车運搬(クローラ)	100m以下
	100m超500m以下
モノレール運搬	100m以下
	100m超500m以下
索道運搬	100m以下
	100m超500m以下
	500m超1000m以下



種別・規格(改定)	
人肩運搬	50m以下
人肩運搬	50m超100m以下
特装车運搬(クローラ)	100m以下
特装车運搬(クローラ)	100m超300m以下
特装车運搬(クローラ)	300m超500m以下
特装车運搬(クローラ)	500m超1000m以下
モノレール運搬	50m以下
モノレール運搬	50m超100m以下
モノレール運搬	100m超200m以下
モノレール運搬	200m超300m以下
モノレール運搬	300m超500m以下
モノレール運搬	500m超1000m以下
索道運搬	100m以下
索道運搬	100m超500m以下
索道運搬	500m超1000m以下

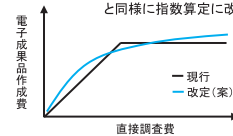
● 電子成果品作成費

電子成果品作成費(千円) = 0.016X  
上限：200千円



電子成果品作成費(千円) = 4.7X<sup>0.38</sup>  
上限：260千円

(改定イメージ) ※ X：直接調査費(千円)  
実態を踏まえて土木設計業務等と同様に指数算定に改定。



● 諸経費

※諸経费率 = A × Y<sup>b</sup> (Y: 調査費)

業務分野	諸経費	
	現行	改定案
地質調査	A=300.01 b=-0.12 (諸経費: 38.0~57.2%)	A=285.3 b=-0.113 (諸経費: 40.8~59.9%)

図-4 地質調査業務における積算の見直し

## 4. 地質調査業務における積算の見直し

地質調査業務においては、主として機械ボーリング関連の改定を行っています。積算に必要な足場やモノレールなどの現場内小運搬に係る規格の細分化を行い、実態に即した単価の使用を促進することとしています。その他、機械ボーリングの成果とりまとめに必要な電子成果品作成費について改定を行った他、諸経費の改定を行っています(図-4)。

## 5. その他

水文観測業務に分類される「水文観測所保守点検業務」、「流量観測業務」、「水文資料整理業務」、「水位流量曲線作成業務」について新たに標準歩掛を設定して、不調・不落の発生対策や標準仕様の提示による品質確保等をはかることとしています。

## 6. おわりに

今後も歩掛実態調査等を進め、その結果に基づき必要に応じ積算基準類を改定するなど、業務価格の適正化に努めてまいります。